

北町はるのひ児童館

令和８年11月
北町はるのひ児童館
電話3933-5100

中高生タイム



毎週水曜・木曜・土曜　5:00～7:00　中高生タイムを実施しています。

◆ ダンスクラブ　5日 (木) 5:00～

ダンスを基礎から教えてもらえるよ♪一緒に踊ろう！

◆ギターをやってみよう　11日 (木) 5:00～

講師からギターの弾き方を教えてもらおう。初めての人もぜひチャレンジしてみてね。

◆テスト勉強会＆中高生カフェ　14日(土) 5:00～

勉強でわからないところを相談できるよ。今月は勉強の合間にお茶をしながらおしゃべりでもしませんか？

◆わくわくえんにち　28日(土) 2:00～4:00

食べ物屋やゲーム屋があるよ。遊びに来てね！

知っていますか？子どもの権利条約

子どもの権利条約とは？

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約です。条約の基本的な考え方は、以下の４つの原則で表されます。

差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

出典　日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」

※１１月２８日(土)はわくわくえんにちのため、通常利用は５時からです。

中高生タイムでは、中学生・高校生が優先利用できる部屋があります。

図書室で宿題や試験勉強をしたり、音楽室でバンド活動をすることもできます。

